

熊本市上下水道局請負工事成績評定要領

制定	平成16年	7月	7日	水道事業管理者決裁
改正	平成18年	4月	1日	水道事業管理者決裁
	平成22年	4月	1日	上下水道事業管理者決裁
	平成24年	4月	1日	計画調整課長決裁
	平成26年	4月	1日	計画調整課長決裁
	令和元年	12月	24日	上下水道事業管理者決裁
	令和6年	4月	1日	計画調整課長決裁

熊本市上下水道局が発注する請負工事の成績評定については、熊本市請負工事成績評定要領（平成12年3月2日建設局長決裁）の規定を準用する。この場合において、同要領第1条中「本市」とあるのは「熊本市上下水道局」と、同要領第4条中「熊本市工事検査規程」とあるのは「熊本市上下水道局工事検査要綱（平成21年4月1日上下水道事業管理者決裁）の規定により準用する熊本市工事検査規程」と、同要領第2条、第7条及び第12条中「検査室長」とあるのは「技術監理室長又は工事検査主幹（その本務が総務局契約監理部技術管理課検査室長の職にあるもの）」と、同要領第8条及び第9条中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、同要領第10条第2項中

- 「(1) 契約監理部長  
(2) 検査室長  
(3) 工事契約課長  
(4) 当該工事担当課又は室の長」

とあるのは

- 「(1) 対象工事を担当する課又は室が属する部の長（議長）  
(2) 前号に掲げる部以外の部の長  
(3) 技術監理室長  
(4) 対象工事を担当する課又は室の長  
(5) 前各号に掲げる者のほか、議長が必要と認めた者」

と、同要領様式中

「 技管発第 号  
年 月 日

熊本市長 印  
(検査室扱い) 」

とあるのは

「 発第 号  
年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 印  
」

と、同要領様式第1号及び様式第3号中

「 説明を求める場合の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市役所 総務局 契約監理部 技術管理課 検査室宛て

TEL 096-328-2454（直通） 」

とあるのは、

「 説明を求める場合の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成16年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。